

デジタルアーカイブ一般公開の抱える課題

文教大学大学院情報学研究科 准教授 佐野 昌己[†]

Masami Sano[†]

あらまし デジタルアーカイブには、人類の知的資産をデジタル化して後世まで活用できるように蓄積・保存すること、および、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みを構築して知的資産の利用価値を高めるという2つの役割がうたわれている。しかし、インターネットへの公開が、公開者の予期せぬ事態を生じさせデジタルアーカイブの存在を脅かす事例があるのも確かである。そこで、デジタルアーカイブにおける知的資産の保存という役割は早急に進めながら、共有・利用については慎重に検討する必要がある。

キーワード：デジタルアーカイブ、データベース

1. はじめに

総務省の示すガイドラインによれば、デジタルアーカイブ*とは、「図書・出版物、公文書、美術品・博物館・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み¹⁾」である。また、同ガイドラインの中でデジタルアーカイブの意義と必要性は

「モノやアナログ媒体の形で蓄積されてきた知的資産をデジタルに移行させることと、新たにデジタルで生まれてくる知的資産を最終的にストックして、次世代まで活用できるように蓄積・保存することの両面が、デジタルアーカイブの使命であり、デジタルアーカイブを構築する意義であるといえます。」¹⁾

とされている。ただし、デジタルアーカイブが和製英語であり英語とはその意味するものが異なること、デジタル技術の進化に伴い、デジタルアーカイブの定義が変化し続けることは注意が必要である。例えば、澁川はデジタルアーカイブを「印刷された資料、絵画、史料、博物資料、その他の文化財の知的創作物のコンテンツを原型状態に忠実にデジタル画像化すること」と定義している²⁾。

しかし、現在では、資料の形状を3次元データで保存したり、舞踊等無形文化財をモーションキャプチャし、人体

の動きそのものをデータ化して保存する³⁾など多様なアーカイブが存在する。

2. デジタルアーカイブの動向

図書館、美術館、博物館や重要文化財のデジタルアーカイブ構築は、1990年代後半より盛んにおこなわれている⁴⁾。加えて、近年では、地方自治体だけでなく、地域の有志による各地の郷土資料や伝承のデジタル化保存が活発におこなわれている。それは、地域の代表的な家屋や歴史資料には個人所有のものが多く、少子高齢化の影響で個人による維持が困難となっている状況がひとつの理由となっている。しかし、地方自治体の財政難から資金援助が得られず、家屋の取り壊しや資料の売却となる例も多いことから、デジタルアーカイブの早急な整備が求められている。

また、すでに失われたものをデジタルアーカイブ化する試みも行われている。20世紀中盤まで日本の平均的風景であった屋根に草類を用いた茅葺き古民家は、20世紀後半に急速に失われた。21世紀の現在では保存建築物として人の住んでいないものとして保管されているもの、観光用に民宿や飲食店として利用されているものを除いて大半が失われている。そのため、茅葺き古民家を個人所蔵の写真からアーカイブを構築する取り組みがおこなわれている⁵⁾。

3. デジタルアーカイブの問題点

デジタルアーカイブの課題として、①デジタルデータが離散的であるというデジタルの原理に由来する課題、②デジタルデータの利用に係る課題、③保管の経費、安全性に係る問題等が挙げられており、これらについては数多く議論されている⁶⁾⁷⁾。

茅葺き古民家データベースの場合、①写真のデジタル化に対して解像度および色深度の設定は重要であり、理想

2015年1月13日受付

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

sano@shonan.bunkyo.ac.jp

† Graduate School of Information and Communications,
Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, Japan

* Digitalの日本語表記は、国立国会図書館、国立公文書館、および、総務省の示すガイドラインに沿って本稿では「デジタル」とする。

的にはフィルム上の画像を構成する銀塩化合物の分布そのものをデジタル化することが望ましい。しかし、それは現在の通常機器では実現できない。また、デジタルデータの保存形式は、技術の進歩により終息する可能性がある。そこで、一定期間毎に保存形式を更新することで対応している。②アーカイブのオンラインでの公開は、写真所有者との取り決めの範囲で行うこととする。③保管の経費、および、安全性が将来も担保できるか保証をすることは困難である。これらの結果として、技術の進歩に合わせて再度フィルムからのデジタル化が可能となるよう写真原版の保管を万全にすることを優先し、現在利用可能な機材と予算の中で最良と考えられるものでデジタル化とアーカイブの構築をおこなっている。

4. 一般公開の抱える問題点

総務省のガイドラインは次のように述べている。

「各地の郷土資料など、特定の場所でしか知られていなかった資料をデジタルアーカイブで公開することにより、広く利用される可能性が高まります。資料の利用が増加するとその価値が広く認識され、ひいてはその資料が根ざす地域の活性化や観光の促進にもつながると考えられます。」¹⁾

つまり、デジタルアーカイブは、不特定多数が閲覧することや、さらにそれが多くの人の興味を引くことが役割とされている。しかし、デジタルアーカイブの定義のもつ「インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み」が、デジタルアーカイブの障害となる場合がある。

少子高齢化の影響で活力の低下している地域の活性化を目的として地元の郷土資料をインターネットで公開する場合を考える。インターネットを利用した情報公開は、他の媒体を利用する広報活動に比べて費用がかからないことから容易に開始することができる。そのため、資料館の郷土資料ではなく、地元民による地域の代表的な旧家や史跡、祭り等の行事をインターネット上で公開している事例は多い。ところが、公開直後から多数の一般市民が訪れ、地域住民家屋軒先や、休業中の商店内で無断休憩するという事例報告がある。さらに、個人宅に所蔵されている品においては、無断で一般市民が個人宅に入り込み住人を驚かせる事態も発生している。これらのことから、いったん公開した情報を非公開にしたり、新たな情報公開、さらに、情報の収集そのものに難色を示されることがおきている。

一般市民の想定外の行為を防ぐだけでなく、文化財の盗難や住人の安全を考慮するならば、公開に慎重となる事態もやむを得ないだろう。しかし、デジタルアーカイブが資料の共有・利用を目的として掲げることが、デジタルアーカイブの存在を脅かす状況を生んでいる状況は、デジタルアーカイブのありかたの再検討を必要とさせている。

5. おわりに

デジタルアーカイブの目的には、人類の資産をストックして、次世代まで活用できるように蓄積・保存することという面とインターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みの両面があるとされている。そのうち、一方の資産を後世に残すことの意義は疑うことができない。しかし、インターネット上で情報を共有し誰でも自由に利用できる仕組みの構築は、知の共有という目的に加えて、地域振興などの役目をもつ場合には、その実施に慎重を要する事例があるのも事実である。

博物館資料やこれまでも多くの人が知るもの、あるいは、多くの人が観覧する準備がなされているものを対象としたデジタルアーカイブの公開は、観覧者の受け入れ態勢が整っているので問題は無い。しかし、地域の活性化を目的とするなど、元来、人の集まりが少ない場所の場合は想定以上の影響があることを考慮しなければならない。さらに、個人所蔵の資産をデジタルアーカイブとして公開する際には、さらに慎重な対応が必要となる。

貴重な資料のデジタル化だけでなく、保存のできない無形文化、消失の危機にある資料のデジタル化は慎重を要する時間の無い火急な仕事である。しかし、デジタルアーカイブの役割の拡大がデジタル化の障害となり、人類の知的資産の保存機会が失われてしまうことがあってはならない。デジタルアーカイブの目的と活用を切り離し、次世代に情報を伝えるデジタルアーカイブ役割を確実に遂行しながら、活用については拙速な行動にせずに十分な議論をしていく必要がある。

〔文 献〕

- 1) 総務省情報流通行政局：デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン、総務省(2012)。
- 2) 澁川雅俊：『デジタルアーカイビング』ラウンドテーブルによせて、人文学と情報処理、No. 27, pp.2-6 (2000)。
- 3) 八村広三郎：伝統舞踊のデジタル化、映像情報メディア、Vol. 61, No. 11, pp.1557-1561 (2007)。
- 4) 杉田繁治：デジタル・ミュージアムを目指して：国立民族学博物館での試み、電子情報通信学会、電子情報通信学会技術研究報告、IE, 画像工学97(202), pp.49-54 (1997)。
- 5) 佐野昌己：茅葺き古民家デジタルアーカイブ構築に関する取り組み、2011年度大会(関東)学術講演梗概集、E-2, pp.403-404 (2011)。
- 6) 眞喜志悦子：デジタルアーカイブの資料収集・保管利用での素材の選定評価法の研究、日本教育情報学会、年会論文集、No.29, pp.154-157 (2013)。
- 7) 坂井知志：デジタルアーカイブの長期保存に関する課題とその解決方法、日本教育情報学会、年会論文集、No.29, pp.364-365 (2013)。

さ の まさみ

佐野 昌己

1965年生まれ。名古屋大学大学院国際言語文化研究科国際多元文化専攻博士課程後期課程修了。博士(学術)。2009年4月より文教大学情報学部に着任。2011年4月より大学院情報学研究科情報学専攻兼任。3DCG、アニメーションなどが専門。本情報学研究科では、「コンテンツ企画特論」を担当。